

次期総合計画の策定について

令和元年 12 月

目 次

1	策定の趣旨	1
2	構成と期間	2
	(1) 構成	2
	(2) 期間	2
3	策定における基本的な考え方	3
4	策定体制	4
5	策定スケジュール	5

1 策定の趣旨

本市は、平成 17 年 2 月 11 日の旧鴨川市と旧天津小湊町の合併以来、旧市町合併協議会が策定した「新市まちづくり計画」をはじめ、平成 18 年 3 月に策定した「鴨川市総合計画（第一次鴨川市基本構想）」では、「自然と歴史を活かした観光・交流都市」を合併新市の将来都市像として掲げ、平成 28 年 3 月に策定した「鴨川市総合計画（第二次鴨川市基本構想）」では、「交流」・「元気」・「環境」・「協働」・「安心」の 5 つを基本理念とするとともに、将来都市像を「活力あふれる健やか交流のまち鴨川 ～みんなが集い 守り育む 安らぎのふるさと～」と設定し、これを実現するため、計画に沿った数多くの施策に取り組んできました。

一方、現下の地方自治体を取り巻く経済・社会情勢は、わが国経済が回復基調に転じたとはいうものの、本格的な人口減少・少子高齢化社会の到来、地球レベルでの環境問題の顕在化、経済社会のグローバル化や高度情報化の一層の伸展など、時代の変遷とともに目まぐるしく変容しており、基礎自治体である市町村においては、これまで以上に多様で複雑化する住民ニーズへの的確な対応が求められています。

また、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災並びに福島第一原子力発電所の事故は、我が国における危機管理のあり方やエネルギー政策などを改めて見直す契機になるとともに、震災を尊い教訓とした安全で安心して暮らすことのできるまちづくりが求められている処です。

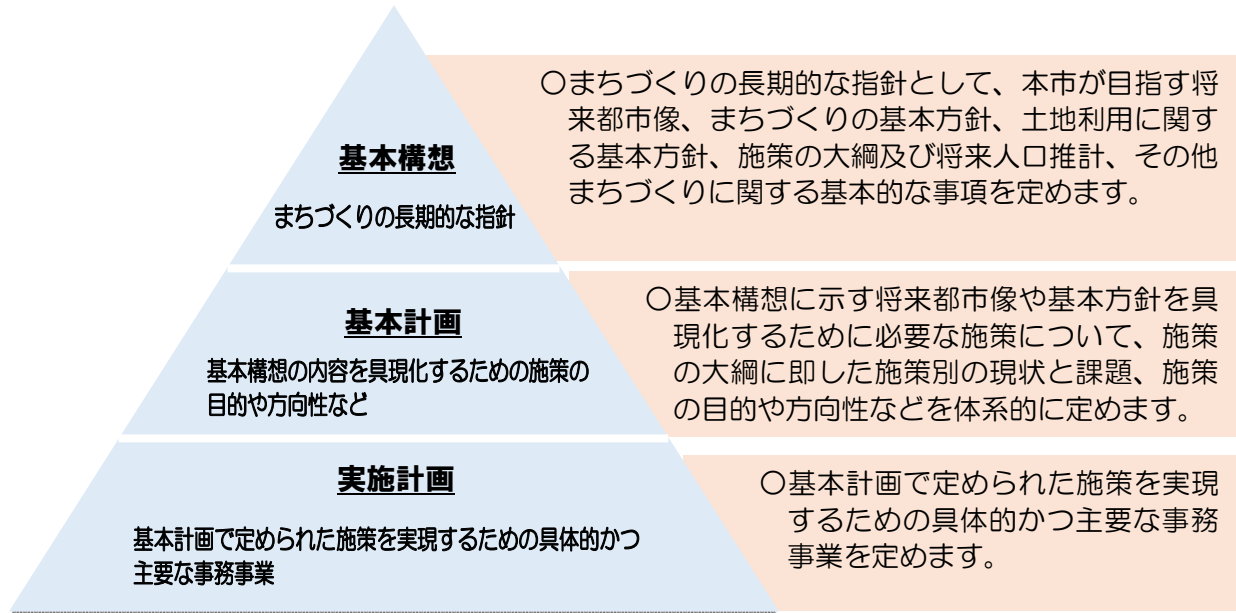
さらには、令和元年 9 月から 10 月にかけて、房総半島を中心に被害をもたらせた台風や豪雨により、我々は自然災害の恐ろしさを改めて痛感するとともに、市民一人ひとりが自助、共助の精神で日ごろから災害に備えることの重要性を認識した処です。

このような状況のなか、本市における現行の第 3 次 5 か年計画は、令和 2 年度をもってその計画期間が終了します。これまでの取組みによる成果等を総括しながら、現下の社会情勢を踏まえた課題に的確に対応し、本市の地域特性、地域資源を最大限に活用した積極的な施策展開を図っていくため、市民の皆様との協働はもとより、産・学・民・官の連携を基調としたまちづくりの指針として、「第 4 次 5 か年計画」（以下「新総合計画」という。）を策定するものです。

2 構成と期間

(1) 構成

新総合計画は、基本構想、基本計画及び実施計画をもって構成します。



(2) 期間

基本構想の計画期間は、平成 28 年度から令和 7 年度までの 10 年間とします。

基本計画は、10 年間の基本構想のうち、前半の 5 年間分と後半の 5 年間分に分けて定めるものとします。

実施計画は、基本計画に対応する 5 年間の計画を基本とするものの、平成 28 年度から平成 30 年度までの 3 か年分を前期実施計画とし、経済社会情勢等の変化に柔軟に対応するため、当該計画の 2 年次目に見直しを行い、平成 30 年度から令和 2 年度の 3 か年分を後期実施計画とします。

	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
基本構想	基本構想 平成 28 年度から令和 7 年度の 10 年間									
基本計画	第 3 次 5 か年計画 平成 28 年度から令和 2 年度の 5 年間					第 4 次 5 か年計画 令和 3 年度から令和 7 年度の 5 年間				
実施計画	前期実施計画 平成 28 年度から 平成 30 年度の 3 年間					前期実施計画 令和 3 年度から 令和 5 年度の 3 年間				
	2 年次目 に見直し	後期実施計画 平成 30 年度から 令和 2 年度の 3 年間				2 年次目 に見直し	後期実施計画 令和 5 年度から 令和 7 年度の 3 年間			

3 策定における基本的な考え方

新総合計画は、次の考え方に基づき戦略的な策定に努めます。

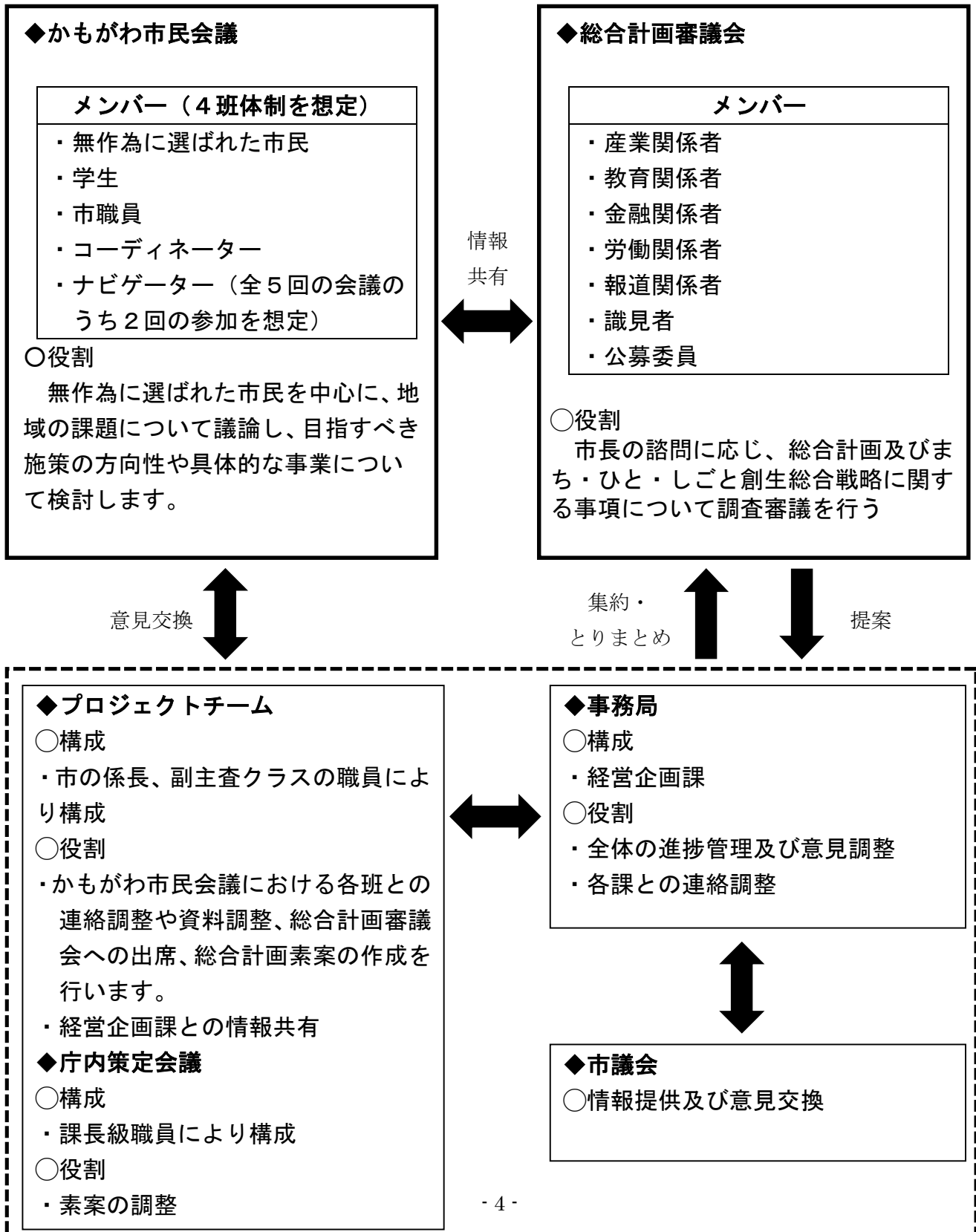
- ① 計画の策定初期段階から積極的な市民への情報提供とその共有に努めるとともに、可能な限り市民参画の機会を設けていくことにより、市全体として共有できる理想の将来都市像の描出を図り、その具現化段階における市民の皆様との更なる協働体制の構築に資する、シンボリックかつメリハリのある計画策定に努めます。
- ② 現下の主要課題はもとより、経済社会情勢の変化に伴う新たな地域課題、市民ニーズを的確に把握するとともに、特に少子高齢化や人口減少化傾向の動静を踏まえながら、これらの課題に柔軟かつ適切に対処するための計画策定に努めます。
- ③ 東日本大震災や気象変動に伴う自然災害の発生を背景とした市民の防災意識の高まりや、令和元年9月～10月にかけて発生した台風や豪雨による被害に應えるため、安全・安心なまちづくりに資する計画策定に努めます。
- ④ 本市固有の自然環境、歴史・文化財、農林漁業生産物、商工産物、観光施設、医療・福祉施設、大学施設など、これら地域資源を積極的に活用するとともに、産・学・民・官の連携を踏まえた市域の活性化や産業振興に資する計画策定に努めます。
- ⑤ 令和元年度の台風被害などにより新たに財政負担が生じていることなど、今後の厳しい財政状況が想定されることから、的確な財政見通しと経営的な視点に立つ選択と集中により、必要性、有効性、効果性に留意した計画策定に努めます。
市民の皆様にとって最適な施策の選択に努めるとともに、民間活力の導入を積極的に図り、簡素で効率的な行政運営と質の高い市民サービスを実現できる計画策定に努めます。
- ⑥ 国、千葉県、広域行政団体の既設の計画との整合はもとより、旧鴨川市・旧天津小湊町合併協議会が策定した「新市まちづくり計画」、本市の前期総合計画の実績とその評価を踏まえた計画策定に努めます。
また、施策の実施状況等の可視化とその共有を図るため、計画に盛り込む施策に対して数値目標や成果指標を設定するなど、より高い施策の達成度を目指します。

4 策定体制

新総合計画の策定に当たっては、総合計画審議会や住民協議会などの市民参画を推進するとともに、策定過程における情報提供などにも努めながら、市民の意見を十分に反映した計画の策定を目指します。

また、策定事務に携わる行政内部にあっては、計画の実現性と精度を高めるため、庁内プロジェクトチームを設け、推進体制の整備を図ります。

[検討体制イメージ]



⇔

5 策定スケジュール

- 令和元年 12月～令和2年3月 基本方針の策定
- 令和2年4月～令和3年3月 計画原案の審議等
- 令和3年4月 第4次5か年計画スタート

項目	令和元年度				令和2年度			
	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月
基本方針の策定			→ ● 策定					
基本計画の策定				→ ● 策定				
前期実施計画の策定						→ ● 策定		
総合計画審議会		→						
市民意識調査			→					
住民協議会				→				
パブリックコメント							→	
市議会	→ 計画策定過程における情報提供や説明など							